

売 払 業 務 内 訳 書

様式第3号（その1）

[illegible]

スチールプレス売払業務

1 t 当 一 位 代 価 表

名 称	材料 品質	長	断 寸	面 法	単 総	量 量	単位	員 数		単 価	金 額	二次製品並に算出基礎	摘 要
								材	料 歩 掛				
スチールプレス売払 業務						30	t					A相場×1.0 24 t は予定数量	
合計													
1 t 当り												A÷24	

第2期スチールプレス売払業務(単価契約)に関する仕様書

1 目的

本仕様書は、鉾田クリーンセンターで分別、プレス加工して売却することで、適正に再資源化することを目的とする。

2 契約の種別

単価契約（1トン当たり単価）

※ 入札書に記載する額は、消費税及び地方消費税を除いた金額とする。

3 契約の名称

第2期スチールプレス売払業務(単価契約)

4 引渡期間

契約締結日から20日以内

5 スチールプレスの売払予定量

30トン

6 引渡場所

茨城県鉾田市串挽 2126 番地 鉾田クリーンセンター

7 作業時間及び日数

スチールプレスを搬出できる時間帯、原則として以下のとおりとする。ただし、鉾田クリーンセンター職員から積載・搬出等の作業及び取扱日、時間に関して別途指示がある場合はその指示によるものとする。

なお、作業日数については、引渡期間内で3日以内に搬出すること。

搬出作業日	搬出時間
月曜日～金曜日	午前8：00～午後4：00

8 搬出車両

①買受者は、スチールプレスを安全に積込・搬出できる車両を使用すること。

②上記車両については、鉾田クリーンセンター施設への出入り及び搬出作業が可能な寸法の車両を使用すること。

9 積込及び搬出

- ①買受者は、銚田クリーンセンターの業務に支障の無いように積込及び搬出を行うこと。
- ②スチールプレスの積込作業は、買受者が行うこと。なお、積込に必要な機材の持込・使用等については、事前に銚田クリーンセンターの承諾を得ること。
- ③買受者は、積込を行ったスチールプレスが銚田クリーンセンター内及び周辺道路等に飛散・落下しないよう、十分な対策を講じること。
- ④最終の搬出の時点で銚田クリーンセンターの保管場所にスチールプレスが残存しないこと。

10 計量

引取重量については、買受者側で所有する公認計量器を用いて計量した重量によるものとする。

1.1 計量票の提出

買受者は、スチールプレスの引取重量の記載された計量票を最終引渡日後 10 日以内に銚田クリーンセンターへ提出すること。

1.2 売払代金の支払い

スチールプレスの売払代金については、市が発行する納入通知書により速やかに支払うこと。

※ 納入通知書には、「落札額」に「取引重量」を乗じた額並びに消費税及び地方消費税の合計額を記載した金額で発行します。

1.3 その他注意事項

- ①銚田クリーンセンター内は、ごみ収集車・焼却灰搬出車両・自己搬入一般車両等が常時通行しているため、スチールプレスの積込及び搬出作業の実施にあたっては、事故防止に細心の注意を払うこと。
- ②積込及び搬出作業により、銚田クリーンセンターの施設や使用機材に損傷が発生した場合、買受者の責任において速やかに応急措置並びに原状回復を行うこと。
- ③買受者は本契約に関係する法令、条例等を遵守すること。

1.4 協議

本仕様書に定めのない事項及び細目については、市及び買受者の双方協議の上で定めるものとする。